

小 企 企 発 第 〇 〇 〇 号
平 成 3 1 年 3 月 4 日

〇〇設計 御中

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計委託公募型プロポーザル
一次選考結果通知兼二次選考の実施について

平素より当市の行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、貴社から御提出していただきました小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計委託に係る提出書類を審査した結果、一次選考を通過しましたので、お知らせします。

つきましては、下記のとおり、二次選考を実施しますので、展示用パネルの御提出並びにプレゼンテーション及びヒアリングへ御参加いただきますよう、よろしくお願い致します。

記

1 公開プレゼンテーション・ヒアリング等について

(1) 開催日時 平成31年3月16日(土) 午前10時 開会

(2) 開催場所 小金井市市民会館(萌え木ホール)

小金井市前原町三丁目33番25号(小金井市商工会館3階)

※ 公開プレゼンテーション及びヒアリングの順番、開始時間等につきましては、抽選により決定します。

詳細は、別紙「公開プレゼンテーション及びヒアリング等について」を御確認ください。

2 技術提案書展示に関するパネルの提出について

公開プレゼンテーション及びヒアリングの実施に当たり、傍聴者との情報共有を図るため、技術提案書の展示を行います。つきましては、次のとおり提出してください。

(1) 提出物 技術提案書を拡大したパネル 1セット (A1版×2枚)

(2) 提出日 平成31年3月8日(金)

※ 詳細は、別紙「公開プレゼンテーション及びヒアリング等について」を御確認ください。

3 技術提案書における事前質疑

提出のあった技術提案書の内容について別途メールにて質疑を送付していますので回答期限までに御回答ください。回答に当たっては、技術提案書の内容変更や追加は認めません。

(1) 事前質疑回答期限 平成31年3月12日(火)

(2) 回答方法 メール(s010199@koganei-shi.jp宛て)にて回答

4 二次選考以降のスケジュール

本業務委託の契約締結は3月末までに行うこととしております。そのため、スケジュールが限られていることから、市と事業候補者の契約に関する協議と調整を平成31年3月19日(火)に行う予定です。

日時	内容
平成31年3月16日(土)	公開プレゼンテーション及びヒアリング
平成31年3月18日(月)	二次選考結果の通知
平成31年3月19日(火)	契約に関する協議と調整
平成31年3月末	契約締結(予定)

問合せ先

小金井市企画財政部企画政策課

担当：渡邊、岡崎、小林

電話：042-387-9800

公開プレゼンテーション及びヒアリング等について

1 公開プレゼンテーション及びヒアリング（以下「公開プレゼンテーション等」という。）の日程等

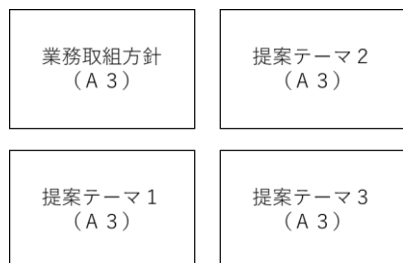
- (1) 開催日時 平成31年3月16日（土）午前10時 開会
- (2) 開催場所 小金井市市民会館 「萌え木ホール」
小金井市前原町三丁目33番25号（小金井市商工会館3階）
- (3) 集合場所 小金井市商工会館2階 小会議室

2 公開プレゼンテーション等の順番について

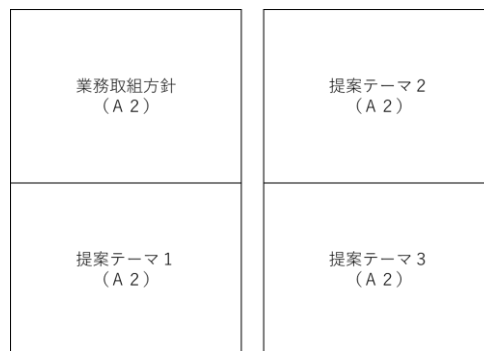
公開プレゼンテーション等の順番については、次のとおり参集の上、抽選により決定する。なお、抽選の順番は参加表明書の提出順とする。

- (1) 抽選日時 平成31年3月8日（金）午前11時から
- (2) 抽選場所 小金井市企画財政部企画政策課
小金井市本町六丁目6番3号 小金井市役所本庁舎2階
- (3) 抽選日当日は、技術提案書を拡大したパネル（提出された技術提案書A3版をそのままA2版に拡大し、スチレンボード等のパネル（5mm程度）に貼り付けたもの）を持参し、事務局に提出すること。

（技術提案書提出時 A3×4枚）



（技術提案書展示用パネル A1×2枚）



3 公開プレゼンテーション等の出席者について

出席者は、管理技術者、建築（総合）主任担当技術者を必須とし、他の主任担当技術者のうち2名及びパソコン操作者等の5名以内とする。

公開プレゼンテーション等の出席者の氏名及び各分担業務分野を、上記「2」に記載する日時に事務局へ提出すること（任意様式）。

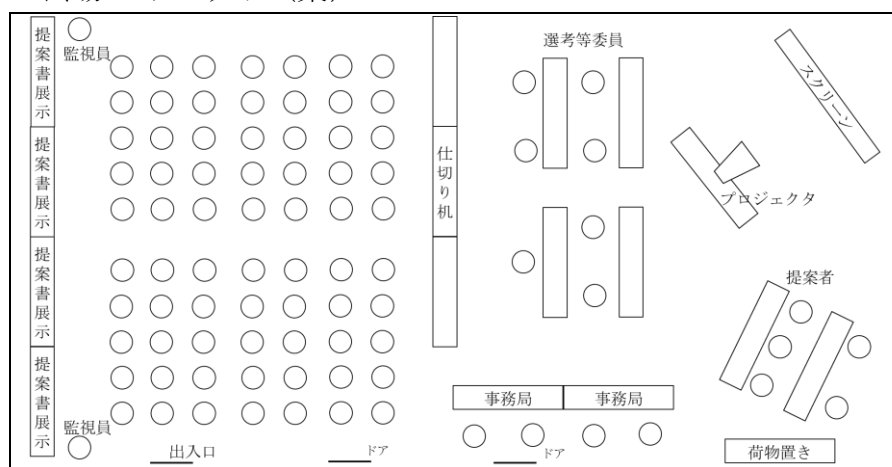
4 技術提案書の展示について

技術提案書（各応募者が提出したパネル（A1版2枚））を公開プレゼンテーション等の当日、会場に展示する。展示は事務局で行うこととする。

5 公開プレゼンテーション等に関する注意事項

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは公開（審査は非公開）とし、1者45分（入退場準備等5分、プレゼンテーション15分、ヒアリング25分）程度とする。
- (2) プレゼンテーションは技術提案書の内容に基づき行うこと。技術提案書及び技術提案書に記載した内容の一部をパワーポイント等に貼り付けたもののみを使用し、新たな内容の資料や動画を使用するプレゼンテーションは認めない。
- (3) プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するプロジェクタ及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は一次選考通過者にて持参すること。なお会場に準備する機器は次の仕様となる。
 - ・プロジェクタ：キャノン製、入力端子VGA、HDMI
 - ・スクリーン：100インチ
- (4) 公開プレゼンテーション等では、社名等を公開して行う。
- (5) 説明者、質疑回答者が、どの業務の担当者か分かるように、プレゼンテーションの開始時に出席者の紹介を行うこと。出席者の紹介はプレゼンテーション15分に含むものとする。
- (6) 業務の取組方針に関するプレゼンテーションは、管理技術者又は建築（総合）主任技術者が行うこと。
- (7) 公開プレゼンテーション等の出席者が他者のプレゼンテーション等を傍聴することは認めない。
- (8) 公開プレゼンテーション等に参加しない場合は、失格となる。
- (9) 傍聴者は事前質疑の内容を把握していません。事前質疑に関する回答の説明を行う場合は、傍聴者との情報共有を図るため、質疑内容も含めた説明を行うこと。

会場レイアウト（案）



※ レイアウトは、変更となる可能性があります。